

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和7年12月25日

寒川町監査委員 後藤雅弘
同 柳田遊

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和7年11月13日から令和7年11月27日

3 監査の対象部課等

教育委員会 南小学校

教育委員会 寒川中学校

4 監査の対象

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
 - 財務に関する事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - 予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
 - 現金や物品が適切に保管されているか。
 - 安全対策、危機管理は適切に行われているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査にあたっては、事前に提出を求めた資料に基づいて、施設の整備状況及び予算の執行状況について精査し、また、校長等からヒアリングを実施するとともに、施設整備の管理状況などについて、現地調査を行った。

7 監査結果

【南小学校】

予算執行等については、概ね適正に処理されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【寒川中学校】

予算執行等については、概ね適正に処理されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 意見

【南小学校】

(1) 教職員の長時間勤務について

教職員の勤務実態を確認したところ、依然として長時間勤務を行っている教職員が散見される。

今後も、教職員の健康保持や教育の質の向上等のため、教職員への組織的な支援体制の充実を図るとともに教職員の意識改革などに取り組んでいただきたい。

(2) 英語教育の充実について

英語教育では、発音重視の授業が行われており、学力学習状況調査における「外国語が好き」と答える児童の割合が全国平均より上回る結果につながる基礎が小学校で培われていることや、FLTが低学年の児童と関わる機会を設けている点も英語教育の推進に大きく寄与しており、今後もこうした取り組みを進めていただきたい。

(3) 絵画の管理について

校内に高額な絵画が展示され、こうした絵画の鑑賞を通して子ども達の表現技術の育成等を期待するところであるが、篤志家から寄付された貴重な絵画であるので、管理には十分注意されたい。

【寒川中学校】

(1) 教職員の長時間勤務について

教職員の勤務実態を確認したところ、依然として長時間勤務を行っている教職員が散見される。

今後も、教職員の健康保持や教育の質の向上等のため、教職員への組織的な支援体制の充実を図るとともに教職員の意識改革などに取り組んでいただきたい。

(2) 不登校生徒への取り組みについて

寒川中学校は、校内にフリースクールなどの教室を設置し、不登校支援に取り組み、不登校生徒数の割合は1%以下と小学校に比べ減少している。

また、中学校においても通級指導教室にあたる「自立の教室（仮称）」の準備も進んでおり、生徒に寄り添った環境が整えられている。

今後も、不登校生徒のケアの充実などより良い学校運営をしていただきたい。